

令和元年度 第3回 日野市子ども・子育て支援会議  
議事録

日 時 令和元年9月26日(木) 午後6時30分～午後8時30分

場 所 日野市役所5階505-1会議室

出席者 委員 門田委員、浅原委員、朝倉委員、東委員、横川委員、寺田委員、  
久富委員、北村委員、佐々木委員、原嶋委員、青嶋委員、小俣委員、  
土屋委員、田中委員、柗澤委員、小林委員、赤久保委員、山下委員、  
篠崎委員

事務局 仁賀田子育て課長、熊谷子育て課課長補佐、木暮子育て課課長補佐、  
佐々木子育て課副主幹、中村子育て課主査、奥子育て課主任、中田保育  
課長、綿貫保育課課長補佐、石原保育課整備調整係長、正井子ども家庭  
支援センター長、小出子ども家庭支援センター地域支援係長、吉沢子ど  
も家庭支援センター相談援護係長、三輪子ども家庭支援センター主査

欠席者 稲田委員

傍聴者 なし

**事務局**

本日は、稲田委員からご欠席の連絡をいただいております。久富委員からは出席が遅れる旨の連絡をいただいております。赤久保委員におかれましてはこの後の会議があり途中退室となりますことをご承知お祈いします。事務局より、議事録作成担当としまして、子育て課 中村主査をお願いしております。本日は、ボイスレコーダーを中央と、説明者の机と併せて2台稼働させていただきます。宜しくお願いいたします。

傍聴の希望につきましては、いないということです。よろしくお願いいたします。

(開会)

(1. 会長あいさつ)

**会長**

こんばんは。只今より令和元年度第3回日野市子ども・子育て支援会議を開催いたします。委員の出席状況は過半数を超えているということで会議は成立となります。また、会議の傍聴はないということで次第に沿って会議を進めさせていただきます。まずは次第に

ありますように会長挨拶ということで、着座のまま進めさせていただきます。実践女子大学の夏休みがちょうど先週終わりました、私の学科の3・4年の学生たちは今保育園などの施設に実習に行っています。私もその施設に行って、指導したり学生の声を聴いたりしておりますが、そういう実習に行くと学生たちはすごく目覚めて帰ってきます。それは、職員さんの力も様々ですが、その関わりの中で、色々なことを可視化できるように話す、あるいは言語化できるように話してくれる、高い力を持った職員さんたちに出会って変わってくるということです。児童虐待などもテーマになっていますけど、学生たちを育ててくれるような職員さん達の支援なども大事ななと思いながらこの会議に来ました。そんな話もできたらいいなと思っております。いつものように審議・議論でき、それが色々な意味で反映されていくと思っております。それでは審議事項の前に、事務局から配布資料の説明等をお願いいたします。

#### **事務局**

では、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料1 日野市子ども・子育て支援事業の量の見込みについて A4 3ページ

でございます。恐れ入りますが、「資料1」を「資料1-1」として加筆願います。

資料2 (仮称) 子ども包括支援センター設置に向けた基本方針について A4 4ページ

資料3 公立保育園の民営化について A4 1枚

以上は事前に郵送させていただきました資料です。

本日配布資料としましては

資料1-2 新！ひのっすくすくプラン ～第2期日野市子ども・子育て支援事業計画～体系(案)

資料4 実費徴収に係る補足給付事業について

となります。

ほか、サンプルとして新！ひのっすくすくプラン ～第2期日野市子ども・子育て支援事業計画「計画イメージ」を、チラシは、「養育家庭体験発表会」と「児童虐待防止講演会」の2種類となります。

また、実践女子大学から「創立120周年記念公開講座」とファミリーサポートセンターから「ファミリーサポート通信」、「市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理(イメージ図)」を配布いたします。

以上、資料の方は大丈夫でしょうか。

#### (2. 審議事項)

##### ((1) 量の見込みについて)

## 会長

次第の2 審議事項（1）量の見込みについて 事務局より説明をお願いします。

## 事務局

それでは、（1）量の見込みについて、資料 1-1「日野市子ども・子育て支援事業の量の見込みについて」をご覧ください。前回、どのような事業をどのようなやり方で量の見込みをしていくのか、算出の考え方のみ説明させていただきました。実際の量見込みについては前回の審議事項から外させていただいておりましたので、本日の資料は具体的な事業ごとにどのような量見込みが出たのかを説明させていただきます。

まず「計画期間における年齢各歳別人口」に、2020 年度から 5 年間の人口推計が出ております。これは、直近の住民基本台帳の各歳別人口に基づいてコンフォート変化率法という推計方法に基づいて出したものです。こちらを見ますと、0 歳が来年度の 4 月 1 日に 1,396 人が 2024 年度には 1,348 人となりますので、子ども人口の 0 歳につきましては年々出生数が減少するという見込みになります。子ども人口は 0 歳から 11 歳までとなっており、トータルでも年々減少傾向であります。今回の量見込みについては、これまでの動向でこのような子ども人口推計がされるだろうということで、かなり実に近い推計をしているので、これをベースに量見込みを出しております。

2 ページ「推計結果」には、タイトルが「教育・保育」となっており、いわゆる保育園、幼稚園、認定こども園の利用見込み、そして 3 ページ目以降には子育て支援事業といわれるもの「時間外保育事業」（延長保育）や「放課後児童健全育成事業」（学童クラブ）となっております。

まず 2 ページ目ですが、教育・保育ということで保育園、幼稚園、認定こども園がこちらに該当します。こちらは認定区分というのものが、1 号認定、2 号認定、3 号認定がありますが、0 歳と保育を必要とするかしないかという分けになります。まず 3 号認定については、0 歳児家庭と、1・2 歳児家庭が該当します。まず 0 歳児保育がどれだけ発生するのかわかりませんが、2020 年度に 316 人という数字が出ております。推計児童数に充足率 22.7%（5 人に 1 人）をかけたものですが、これだけ保育ニーズが発生するということです。

また、1・2 歳家庭では 2020 年度 1,567 人という数字が出ております。充足率が 55.3% で 2 人に 1 人が保育ニーズがあるということです。

そして 3 歳以上ですが、①1 号認定は幼稚園と認定こども園の幼稚園部になります。②2 号認定は、保育を必要とするがあえて幼稚園を希望する方、③2 号認定の保育所及び認定こども園になります。これらの充足率を全部足すと 100%になります。

続きまして 3 ページ目ですが、ここからは子育て支援事業となります。「時間外保育事業」は、先ほどの 2 号認定の保育所利用の方で、18 時以降の保育を利用したいという方です。続きまして、「放課後児童健全育成事業」ですが、これは学童クラブのニーズが出ております学年別になっており、1 年生 739 人という数字が 2 年生になると継続率 3%ダウンの数字

をかけたものになります。また、3年生になりますと8%の方がやめるということで、611人という数字になっております。1年生から3年生までは高い数字が出ておりますが、4年、5年、6年生になると100を切った量見込みが出ております。これも基本的にはアンケートに基づく調査結果によるものです。

4ページ目「子育て短期支援事業（ショートステイ）」は、保護者の病気であったり死亡、育児疲れなど一時的に養育していくことが困難な家庭に対し、児童福祉施設等で預かる事業です。アンケート調査に基づき量見込みを出したが、異常的数字が出たため、利用実績に基づいて量見込みを出しています。

続いて、「地域子育て支援拠点事業」はひろば事業の関係が、122,791とかなり大きな数字が出ておりますが、年間の利用延べ人数を出したものです。

「一時預かり他」は、上段の2つについては幼稚園の一時預かりです。＜幼稚園における幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）＞については不定期に利用される方、また＜2号認定による定期的な利用＞は、保護者は保育を必要とする働き方をしているがあえて幼稚園を利用されている方、基本的には毎日預かり保育を利用する必要があるのではないかとということで52,848人という数字が出ております。＜上記以外＞は保育園における一時保育であったり、ファミリーサポートセンターにおける一時的な預かりが該当します。

「病児病後児保育、ファミリーサポートセンター（病児・病後児）」は、基本的には病児病後児の保育の事業に対する量見込みで1,149人という人数が出ております。「子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学時）」の量見込みは、アンケート調査に基づくもの、またアンケート調査に基づく算定をしたものの異常な数字が出たところについては利用実績に基づいて数字を入れたりなど、真のニーズについて再精査のうえ量見込みを出しました。量見込みについては、現状の数字が入っていませんので現状の利用がどれだけあって見込みはどれぐらいなのか分りづらいものとなっておりますが、後ほどの計画書のイメージでは整理して出ているかたちになっております。

さらに、量見込みとして載っていない事業が4事業ほどあります。乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付、多様な世帯の本制度の算定事業ですが、アンケート調査では聞くことのできない事業のため、実績をもとに計画に入り込んでいくかたちになります。本日のこの資料については、アンケート調査に基づく量見込みの数、そして、異常な数字が出たものについては実績に基づく精査をした数字となっております。事業の名称等についても、国のワークシートを使っている関係上、国の共通の事業名になっております。計画書の段階では日野市の事業名に合わせて資料を作っていきます。以上です。

#### 会長

ありがとうございました。量の見込みについての説明がありましたが、このことに関してご意見・ご質問を頂ければと思います。

委員

言葉の確認なのですが、充足率という言葉の意味はニーズという理解でよろしいですか。

事務局

国のワークシートを使っているためそのような表記となっていますが、推計人口に対してニーズの量ということです。

会長

ほかはどうでしょう。

事務局

一つ説明漏れがありましたので補足いたします。2 ページ目のところを見ていただくと、それぞれ全体というのがニーズ量になっていますが、ワークシート上で端数処理がされていませんので、個別のタイプ別の類型と全体の数字とで1~2人あわない部分が若干あります。ズレがあるということをご了承願います。

会長

今説明を受けましたが、何かありますでしょうか。

委員

確認ですが、アンケート調査で乖離があった場合に、実績に基づく数字を使ったという説明だったが、その実績は直近のものなのか過去何年間かの伸び率などなのか。

事務局

事業によって違いがあります。直近の実績を使った方がよいものと、過去5年間の平均を使った方がよいもの、また伸び率を使った方がよいものがありますので、事業別に判断しております。

会長

今説明を受けましたが、どの数字を使った方がよいかなどの根拠を示せるものはありますか。

事務局

基本的に、伸びてきているものについては、平均値を使うと2020年度に落ちるような数字になってしまい違和感があるのではということで、その場合は直近の利用率を使いながら伸ばしていくというかたちをとり、非常に変動が大きいものについては、平均を使ったり

という考え方で出しています。

**会長**

他に何かありますでしょうか。どんな些細なことでもいいですので、審議を進めていく中で疑問がわいたりしたことは挙手していただければと思います。

**委員**

この推計を出す計算ですが、縦軸のタイプ別がありました、それぞれのタイプ別で今後の増減見込みはあるのか。

**事務局**

タイプについては家庭類型というところで出ております。現在家庭類型（現在の就労状況）と潜在家庭類型（今後の就労状況）の2つで家庭類型を出しています。今回のニーズ量については、基本的には潜在家庭類型で出していますので、今後働きたいとアンケートで回答されている方もニーズに含まれています。しかし1点、課題ではございますが、国として女性の就業率80%を目指すということですので、アンケート調査によりますと、働きたいという方のニーズは拾っているが、働きたいからさらに上乗せで就労状況変わっていくだろうという方についてはこのニーズ量に反映していません。ただしそこで気を付けなければいけないのが、過剰投資につながる可能性もありますが、基本的には潜在家庭類型でニーズ量を算出しています。

**委員**

分かりました。

**会長**

他に何かありますでしょうか。なければ、(2)次期計画の体系に基づく施策・事業について、事務局から説明をお願いします。

## (2. 次期計画の体系に基づく施策・事業について)

**事務局**

次に、次期計画の体系に基づく施策・事業についてご説明いたします。  
資料1-2をご覧ください。この資料は、前回第2回支援会議の時の資料を一部変更したものでございます。前回の資料1「新！ひのっ子すくすくプラン（第5章163事業）平成30年度事業実績等一覧により、「各課の今後方向性」欄の回答により、他計画で進行管理をしている事業や事業を終了するものを削除予定として抹消線で見え消ししてあります。更に、次期計画に「主な施策・事業」として各課で重点をおいたものを追加しております。

基本目標Ⅲ「切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実」では、方針3)として、「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」の設置を追加し、主な施策・事業では（仮称）子ども包括支援センターの設置を新規で追加しました。

また、おもて面の右上のところの太枠の部分を追加しました。量の見込みを踏まえて質の向上もしっかりやっていかなければということで項目を頭出ししております。最初の部分は主に児童館のことで、児童厚生員の研修・交流、児童館の開所時間、中高生の居場所づくりです。児童館の利用者数も年々減少傾向にありますので、児童館という名称等も含めた見直しをやっていかなければいけないかなと思っています。次に2段目の部分ですが、子育て支援事業の充実は全体に関わりますが、地域交流会の実施、必要とする児童全員の受け入れ、育成時間の延長・拡大は、主に学童クラブの部分になります。先ほどの資料で、3年生まではニーズが高くて4年生以降は少なくなっているというのが学童クラブでございましたが、これは日野市の特徴だと思います。4年生以降は、ひのっちを利用しているためです。

また、必要とする児童全員の受け入れですが、子どもの数は減っているのに、学童クラブに入れたいという数は増えてきています。

また、3段目ですが、民間活力導入の推進（保育園・学童クラブ）、巡回指導を追加しておりますが、幼児教育無償化については方針3)へ移動します。

また、4段目ですが、なつひの全校実施、子育て情報発信の充実を追加しております。

逆に抹消線を引いているものもございしますが、これは今後の見通し中でやめるとか、各課の個別の計画の中で進行管理していくというものです。

また、本日は、サンプルとしまして、「新！ひのっ子すくすくプラン～第2期日野市子ども・子育て支援事業計画～」のイメージをお配りしております。体系を審議していただき、どうかたちで計画として反映されていくのかというところですが、主に後半の35ページ「第4章 施策の展開」で事業名とどんなことをやっていき、担当がどこなのかをしっかりとし込んでいきたいと思います。

引き続き、51ページの「5章 教育・保育の量の見込みと確保方策」について説明させていただきます。52ページでは、どのような手法でどのような事業に対して量の見込みをしているのかを説明し、53ページでは年度ごとに保育園・幼稚園・認定子ども園の施設を確保していくのか、56ページ以降では「6章 地域子ども・子育て支援事業の量見込みと確保方策」を記述していきます。

全体的な説明は以上です。ご意見をお願いいたします。

**会長**

ありがとうございました。只今、事務局より、次期計画の体系に基づく施策・事業について説明がありましたが、ご質問、ご意見をいただきたいと思っています。

#### 委員

体系の部分で、「ICT活用教育の推進」が基本目標Ⅱ 方針1)に位置付けられているが、基本方針Ⅲ 方針2)の不登校・引きこもりの子についても当てはまってくるのではないかと思う。日野市にICTのインフラがどれだけ整備されているのかというのも教えていただきたいところですが、現在不登校児童が年々増加しているという現状もあるなかで、ICTは不登校児童の引きこもりの声の支援、学校に来られない子がクラウド上で先生が課題を出してそれを家庭でやったことによって出席と認めたり進学に生かしていくというような取り組みを国や都もしているので、ICTをうまく利用して不登校や引きこもりの支援につなげればもう少したくさんの子どもが救われるのではないかと思います。その辺の関連をご検討いただければと思います。

#### 会長

今のご意見に関して、お答えいただけたらと思います。

#### 事務局

確かに、最初の計画の中ではICT活用教育というのは、主に学校教育の中での活用というのが主眼に置かれているようです。今おっしゃったように、ICTは様々な活用方法が出てきておりますので、委員のおっしゃったそのような活用方法もこれからの子育て支援には有効だと思いますのでご意見を参考にさせていただき、ぜひ取り込んでいく方向で検討していきたいと思います。

#### 委員

関連しまして、学校教育の関係で、ここで第3次学校教育基本構想というのが動き始めておりますが、その中で、個別の学びというものをテーマにしており、今ご指摘のあったお子さんたちにつきましてもICTとかAIとかを有効活用し、何らかの機会を設けなければいけないと認識しているところです。

#### 会長

これから検討していくということですが、ICT活用教育の推進については体系の2カ所にあってはまずいとか、どちらか一つに表記した方がいいなどの決まりはありますか。

#### 事務局

それぞれの視点があるので、それぞれで記載するのか、再掲というふうにするのか、これから検討していきたいと思います。よろしくお願ひします。



会長

他にありますか。

委員

基本目標 1 方針 1) (2) 保育の質の向上とあり、右側に主な施策・事業があるが、どう質の向上をしていくのかが見えないのですが、その辺をご説明願います。

事務局

質の部分については、児童厚生員の研修・交流等ですとか保育士の研修・交流等を通して保育士個人のスキルを向上させていくことを今しておりますが、さらにそれを充実させていくというのが 1 つ、また太枠の中で巡回指導と書いてありますが「新！ひのっこすくすくプラン」で民間保育所を増やして参りましたが、質の部分も課題だという認識があります。保育の内容・運営についてきちんとチェックしていくという意味で新たに巡回指導を載せています。これまでの計画になかった部分ですので、そこを強化していくことを考えています。

委員

最近ひのっちを利用している小学生も多いと思いますが、そこでの問題も上がってきていると思うが、そういったところへの指導・支援はあるのかというところが気になります。

事務局

ひのっちの質の充実という部分になるかと思えます。現在、ひのっちのプログラムは多いところでも週 2 回程度です。子どもたちを見守ってくれている地域の方々の持っている資源、例えば将棋ができるとかパソコンができるとかの資源を掘り起こして、多彩なプログラムを出せるというのは質の向上につながるのではと考えているところです。ただ、ひのっち利用者も非常に増えてきていて、質の問題もあるんですが量の受け入れもしなければならぬ、パートナーさんも高齢化しているというところで、難しい所もありますが、質の部分ではそういうことを考えております。

委員

ありがとうございました。

委員

今回この順番というところで、前回も言いましたが再度意見を言わせてください。子ども、子育ての順番で子どもを先に持っていった方がいいのではないかということなのですが、基本理念では「子どもが育ち・子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔」とやはり「子

ども」からの順番になっているので、子どもを上にしていただいた方が日野市の心意気も表せるんじゃないのかなと思います。計画イメージの目次では、基本目標Ⅱに「切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実」が来ているので市として押していきたい項目だと思うが、子どもが上だと何か困ることがあるのか。箱ものの進捗状況を見ていて、ある程度待機児も落ち着いたと思うので、子どもにシフトしてもいいのではないですかという意見なんです。何か困ることがあれば教えていただきたい。

#### 事務局

すみません、基本目標のⅡとⅢの順番は間違えております。意図的に上げたという訳ではございません。この順番に関しては、この計画を作りなさいという通知の中で、どういうところを重点的にやっていかなければいけないというのがあり、先ほどの量の見込みに基づいて施策を組み立てて必要な施設等を整備をなささいという部分が今までの中では一番大きく、どうしても基本目標Ⅰというのが前に来ているのだと思います。実際、法律的な部分というのは変わってはいないのですが、ある程度の量の部分は確保されつつあるという中で、この計画の基本理念に則った形での順番をとるというご意見ですので、それについては必ずこうしてくださいというものではありませんので、これから具体的な施策をぶら下げていった中で、ボリュームなども見ていただいてこれから整備をしていきたい。ただ1回目から子どもが主役だというご意見をいただいておりますので、なるべく反映できるようにそのことを念頭に進めていきたいと思っております。

#### 委員

順番について、たしか元々の計画の枝分かれの中では、目次にある通りの順番だったと思いますが、34 ページの体系図のところでも「一人ひとりが輝く…」が上に来ておりますので、他意はなかったということでご了承ください。

#### 会長

事務局の中でも仮置きということですが、ただ仮置きといってもいずれ決めなくてはならないことですので、同じご意見でもその度にもらっていった方が、最終的に決めるときに非常にやりやすいと思っております。ほかにご意見・ご質問はございますか。

#### 委員

2つありまして、1つはひのっちの件ですが、両輪の考え方が必要かなと思っていて、質の問題が出ていましたけれども、保育園の保育士はプロフェッショナルなので質の向上はあっていいと思いますが、ひのっちは子育て課の主催事業ですが、ここに関わっているのは地域のボランティアです。やる側としては、やるからにはできることを一生懸命やるとか、自分たちでできることを研修しようとか、そういう意志の働かせるべきだし働きかけもす

るべきとも思うが、例えばなつひのを全校に広げていこうとすると、すぐに色々な問題にぶち当たると思うんですね。子どもとおじいちゃんと保護者とコミュニケーションのエラーだったりとか 価値観が影響するエラーだったりとか、そういうところが出てくると各論に迫ったような指摘が出てくるのが予想できます。そういったところに集中していくと、地域の人嫌になって辞めてしまって、ひのっち自体が先細るかなと思いますので、ひのっちを推進していく半面で、保護者側にそういうことを前提条件にプログラムができていのだよということを折に触れてずっと投げ続けていかないと、違う方向に行ってしまうのかなと思います。なので、質の向上という点で保育士とひのっちパートナーとでは別の次元で捉えなければいけないのかなと思います。

2 つ目は、基本目標Ⅲの方針 2) (4) 不登校・ひきこもりの子への支援というところで、具体的な数字を押さえている訳ではないのですが、近所の学校の校長先生などの話をきくと不登校といわれている人が増えているということが実状としてあるようです。そういう人たちは別の教室を作ってもらって通っていたりしますが、私が知っている何人かの不登校の人はいじめがきっかけだったりするんですけど、地域の中の支援拠点は学区内の中にあるので行けないと。児童館はいつでも来てというのだけれども、そこにいじめっ子の集団が来たりすると、それがたちまち噂になってしまい、結局児童館にも学校にも行けなくなると居場所がないので結果的に自分の家にいるしかない。結果的に自分の意思でコントロールできる範疇でしか動けないというのが、今ある 1 つの課題かなと思っています。ではそれに対して何ができるかなとなったときに、基本目標Ⅱ「一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育ち」方針Ⅰの(1)遊び場の充実というところに魅力的な遊び場がいっぱいあります。例えば学区の外にあるような全市的なところから集まってくるようなプレーパークや、かなり遠方にはなりますが大成荘にエールの機能を一部持たせて、2 週間くらい過ごして来なさいとか、専門のプログラムを用意したりして、そういうプログラムも子育て課が主導で整備していくと、支援のバリエーションができてよいかなと思います。アメリカでは、キャンプやそういったものを活用して不登校の子どもたちを戻していくというプログラムが成り立っている国もありますので、そういう枠組みができればよいなと思いました。

**会長**

今ご意見いただきましたが、それに対して何かありますか。

**委員**

ひのっちに対して補足してもよろしいでしょうか。ひのっちについては本校も今年からなつひのが始まりました。今ご指摘いただいたようなことが実際起こっています。だからそれについては学校とひのっちが一つ一つ解決していくんですが、場所の問題であったり人との関係の問題であったり、子ども同士の問題であったり、いろんな問題が絡んできます。

もともと根本は今おっしゃったように、まだアナウンスが足りないというのが分かります。学童とパートナーさん、学童では育成、子どもを預かってはいるんですが、ひのっちというのはそうではなくて、基本的に子どもたちに遊ぶ場を提供しパートナーさんは子どもの見守りをしています。宿題をやりたい子は教室で宿題をしているし、外でサッカーやっている子もいるし、それを大人が見守りをしている中で遊ばせているというところの違いなんです。けど保護者はまだそこまで認識が足りていない、アナウンスが足りていないと思うんです。どういった時にそう思うかという、事故が起きたとき、子どもがけがをして帰ったとき、パートナーさんは何してたんだとなってきます。なので、そういったところのアナウンスをこれから先もやっていくべきだなと思います。ひのっちそのものの質って何かなと思ってたんですけど、はっきり言って私も今答えが見つからないんです。ですからそういうものも含めて考えていくべきだな、そしてそれをアナウンスしていくべきだなと私も思いました。

#### 委員

実際にひのっちパートナーとして雇われている者としては、どういう対処の仕方をしていいのか本当に戸惑うこともあります。見守りという範疇の中だけでできないことがものすごく多く、コーディネーターさんや行政の方は見守りとおっしゃるけれどもこれはどっちなのっていう事例があまりにも多くて、先ほど事務局がおっしゃった地域の資源の発掘だとかそういうところまで質を高めていこうというのであれば、パートナーの採用自体のやり方も変えていかないといけないと思います。私は今年から始めたんですけどもハードルが低かったという言い方はおかしいんですが、私でもできるかなと思って応募した訳です。でも七小の場合、10年前からやっていたらしゃる現役のお母さんがいて、ものすごくパワーがあって素晴らしいんです。ですから個々の力量に委ねちゃっているところもありますが、質の向上というところを図るのであれば、採用の仕方ですとか、こういう人たちを採用していますというアナウンスもして明確にしていかないと質は上がっていかないとかなど。もちろんパートナーになった人の中から、手芸だったり、いまその人ができるプログラムを組んではいますが、質を上げるというのであれば、最初からハードルを高くしないと質は上がっていかないと私は思います。

#### 委員

今意見の出たプレーパークを運営していますが、プレーパークは「ケガと弁当は自分持ち」というコンセプトでやっています。それは責任の所在がどこにあるかという話よりも、子どもを真ん中に置いたときに子どもの育ちにとってどういう場と時間が大事なんでしょうということを親御さんとコンセンサスを取りながら、ちょっとぐらいのけがをする経験もしながらやってみたいことに挑戦するというのが大事ですよというコンセプトを共有するっていうのがすごく大事だと思います。そういう意味では、ひのっちのやり方がガチッと見

守ってなんでも責任もってやるんですということではなく、見守るんですというコンセプトを出すのってすごく大事なことのだろうなと思います。また、質の部分では、プレーパークでも骨折などのケガの経験もたくさんありますが、そういう時にたくさん学んでたくさん反省しますし、また保護者の方ともたくさん話してコミュニケーションをとりながら勉強の連続で、現場で起きたことから学ぶこと振り返ることもそうですし、やっぱり子どもの育ちにとって大事なことは何かとか、発達支援の子など今多様な子がいますから、そういうのって学ばないとなかなか大人も普通に過ごしてきてそういうことが理解できる環境には今までなかったと思うので、やはり学ぶ場を市民の手でもどう用意していくか、そしてその学ぶ場を行政とどう作っていくかというのは、どの現場でも共通の課題ではないかと思っています。私は質を上げるのは大人が学ばないと質は上がらないのではないかと、理解する人をどう増やすのか、子どもたちの育ちにとって何がいいのか、多様な子がいるんだということをもっと理解するということがとても大事だと思うので、質を上げていくという中では学ぶ場をどう作るのかが次の施策ではすごく大事になってくるのではと思います。

#### 委員

今のに関連して、ここに入るのかちょっと分からないのですが、私も仕事は子どもを預かる事業者なんです、「ケガと弁当は自分持ち」というコンセプトは大事だと思いますが、私たちは言えないのです。これは、ひのっちに通わせているお母さんたちが前提条件として持っているということが理想だと思います。「ケガと弁当は自分持ち」って思っていて、そのうえで起きる事故は許容範囲が広いのではないかと。責任の押し付けになっていくと、ボランティアの方もやめることになってしまうので、パパママクラスぐらいの時からアナウンスしていったり、アナウンスのための授業があってもいいのではないかと。

#### 委員

固い言い方だと啓蒙ということになってしまうのですが、大事なことですよね。

#### 委員

私は子どもをひのっちへ預けている側なんです、私は事業の内容を知っているのでひのっちが遊び場を提供しているということが分かっているんですが、そうじゃない人も確かに多いと思いますし、子ども自身にもそういう場所だということを教えてあげて、利用させたい側も利用する側もうまくやっていけるように、折に触れて発信されれば先生も困らなくて済むし、パートナーさんももっと増えてひのっちがもっと良くなるのかなと思いました。

#### 会長

ありがとうございます。色々と議論する部分はあるかと思いますが、他に報告事項もあり

ますので、これで審議事項は終わらせていただきます。

### 3.報告事項

#### (1) (仮称) 子ども包括支援センター基本方針について

**会長**

(1) (仮称) 子ども包括支援センター基本方針について、事務局より説明をお願いします。

**事務局**

それでは私の方から(仮称)子ども包括支援センター設置に向けた基本方針についてご説明させていただきます。

事前にお配りいたしました(仮称)子ども包括支援センター設置のための基本方針についてのパワーポイント資料のほかに本日お手元に「市町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理」という1枚の資料を配布させていただきました。先にこちらをご覧ください。

まず(仮称)子ども包括支援センター設置の背景といたしまして、平成29年4月施行ということで、母子保健法が改正され、市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置について整備に努めることが規定されました。

一方児童福祉法も同時期に改正され、市町村における支援体制を一層強化し、児童等に関わる支援の拠点となることを規定した子ども家庭総合支援拠点の整備も求められ、それが本日お配りした資料でも表現されておりますが、両者を一体的に運営することが望ましいということで、(仮称)子ども包括支援センターの設置を日野市としても検討するということになりました。

具体的には健康課の母子保健部門と子ども家庭支援センターを一体化させるという形であり、両課及び必要に応じてエール・発達教育支援センターなどの関係各課とこの2年余り主に機能面について議論を重ね、ここに基本方針を策定したものです。

それでは、事前にお配りいたしましたこちらのパワーポイント資料をご覧ください。

まず内容に入る前に現在の子育てや児童を取り巻く状況について分析いたしております。

1点目といたしまして、社会的背景としては、核家族化が進み、祖父母の支援が得られない家庭も増え、地域の関わりも希薄になって子育てが孤立化しているという現状があります。子育て中の保護者、とりわけ乳幼児を抱える保護者にとって厳しい状況ということができます。

2点目といたしまして児童虐待の急増があります。次のページで「子育て支援の現場から」とまとめたものがありますが、ライフスタイルも多様化し、様々な生き方が選択できる一方、抱えるストレスも増加しているということで、うつ病やパニック障害、統合失調症、適応障害、発達障害等、何らかのメンタル不調や生きづらさを抱える保護者や妊産婦も多くみられます。

そして精神的不調を抱えて経済的困難に至るケースも少なくありません。これらの背景から結果として児童にとってマイナスの状況が起きている現状というふうに考えております。

3点目に行政をはじめとした子育てや子どもに関する相談窓口が多様化しているということが挙げられます。

医療、保健、福祉、教育など、相談窓口を行政区分で区分したことにより、相談窓口は複雑化し、必ずしも市民にとって相談しやすい身近な相談窓口ができていない場合もあるというところではあります。

以上の社会的背景や現状を踏まえ、日野市の現状と課題を分析し、具体的に何が、どんなことが必要かを検討し、まとめたものがパワーポイントの資料4になります。

1点目は垣根の低い何でも相談窓口が必要ということです。

2点目は子育て関係機関との一層の連携や総合的なコーディネートが必要であるということです。

3点目として子育て支援の継続性を長期に渡り確保する体制が必要ということです。

最後に、4点目として先ほど申し上げた法律面での整備ということになります。

以上の社会的背景また日野市の現状と課題から、すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能総合支援拠点が必要であると結論付けました。

その上で日野市のあるべき姿としまして、安心して妊娠、出産、子育てができ、子どもが健やかに育つまちを掲げ、これを目的としました。

一方、この目的に対し、子育て機能総合支援拠点を設置するということで、

1番目として、子ども自身、保護者の市民が子育てに関する相談であれば何でも相談でき、必要なサービスを得られることで、安心して子育てできる環境を作り、

2番目としてその子ども、親を支える関係者の顔の見える関係づくりを支援し、より円滑な連携調整を促し、

3番目として支援の中で得た情報を直接得たものだけでなく、関係機関が得たものを含め、継続的、包括的に把握して18歳になるまで切れ目なく支援する

以上のことを目指していきたいと考えています。この目的と基本的方向を合わせたものを基本方針として設定いたしました。

そしてパワーポイントの7、8ページで基本方針を踏まえた施策の方向性として5つの柱、目標を掲げました。

施策の方向1、子育てを支援する総合相談窓口の整備。今までやっていたところですが、新規事業という扱いになります。

施策の方向2、児童虐待への対応と防止対策の強化。こちらは充実事業となります。

施策の方向3、保健・福祉と教育の情報、意識共有と連携の強化。新規事業になります。

施策の方向4 義務教育終了後の継続した支援、こちらも新規事業となります。

施策の方向5、子育て支援資源の育成と協力体制の構築。充実事業となります。

それぞれの施策については、パワーポイントのP9からの施策の方向1から5にお示ししております。

この中で新規事業として掲げている施策の方向3についてご説明いたしますと、子どもの抱える問題には、まず、養育環境、親との関係などの環境的問題、それに子ども自身の発達の偏りや特性等による集団不適応や不登校など児童本人の問題というように大きく分けて二つ

の特徴があると分析し、これらの問題が重複し、複雑化しているケースも多くなって、学校のみでは負いきれない状況が起きていると考えます。そこでスクールソーシャルワーカーが学校に入り、福祉と教育の架け橋として縦横無尽に動けるよう整備し児童虐待に関する以外の学校からの相談窓口はSSW(スクールソーシャルワーカー)に一本化していきたいと考えております。

次に施策の方向4は義務教育終了後の支援ということですが、児童の抱えている課題は義務教育が終わったからと簡単に解決されないことも多く、中学校卒業後も継続的な支援が必要です。そこでまずは、現状把握と課題抽出を行っていきます。中学校卒業後の引きこもりや困難を抱える子どもと家庭について、どのくらいの人数でどんな困り感を持っているのか、抱えている問題をどう受け止めているのかなどを把握し課題の洗い出しをしていこうと考えています。その後は支援体制の整備に取り組み、ます。個別支援では要保護児童地域対策協議会による役割を最大限に活かして中学卒業後も切れ目なく支援が受けられることを目指していきます。こちらについては全く行っていないということではありませんが、今まで情報が入ってこなかったり手がつけられなかった部分がありますので、新規事業という扱いで改めて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

最終ページのイメージ図のとおり継続的に情報を集約し、相談に生かすことで妊娠期から18歳に至るまで、切れ目ない支援を実施してまいります。

基本方針に関する資料のご説明は以上になります。

最後に(仮称)子ども包括支援センターの設置場所及び今後のスケジュールについてお話しします。

設置場所等につきましては現在センターを行うのに一番良い場所を模索中です。

センターは支援のための連絡調整の中核であり、来訪者を温かく迎えることが求められます。

そのため実施場所については

- ・市民が認識しやすい場所。
- ・日野全域から来訪しやすい場所。
- ・来訪者が、各種申請等の手続きの際に徒歩で負担なく市役所とセンターを移動できる場所。
- ・支援の際に関係各課・各機関と連携しやすい場所。特に子ども部や健康福祉部、教育委員会と速やかに連携できる場所。

が望ましいと考えています。

また、スケジュールにつきましては、現在、今回お示した基本方針に基づき、より具体的で詳細なものを今年度中に「基本計画」としてまとめていくところでございます。

以上で、(仮称)子ども包括支援センター設置に向けた基本方針に関する説明を終わります。

**会長**

ありがとうございました。只今、事務局より、(仮称)子ども包括支援センター基本方針について説明がありましたが、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。



## 委員

いくつか質問があります。要対協（要保護対策地域協議会）の案件は、日野市は利用が多いのか教えていただきたいです。なぜそう思ったのかといいますと、この資料を拝見するに連携というのが今までずっとキーワードとしてあがってきたと思いますが、要対協を考えるとということは連携のことを考えるということになるのでお伺いしたいと思いました。

2点目は先ほどの議論に重なるのですが、事業計画の基本目標Ⅰ「子育ての豊かさと楽しさの発見」のところでは気になったのは、前回も同じことを言っているのかもしれませんが外国籍の方のことが出てきていないのが気になっていて、日野市は外国籍の方を気にしなくてもいいのか、実態がどうなっているのかというところが気になりました。

3点目として、質のところと関連して、中高生の居場所づくりというのが太枠の中に入っていますが、これは具体的にどういうことをされる計画なのかを知りたいと思いました。というのも、特に高校生の段階の支援は市から離れてしまうので難しいと思うし素晴らしい事業だなと思うのですが、それをどういう風に考えていらっしゃるのか気になりました。高校生を対象にするというのはなかなかないと思うので、それがこの基本目標Ⅱ（方針1）の学習支援もあてはまるので、そこを高校生のところとリンクさせられないのか、また外国籍をリンクさせられないのかというのが気になりました。まだいくつか質問があるんですが、時間がないので終わりにします。

## 会長

では、今の質問についてお答えいただけますでしょうか。

## 事務局

はい。まず要対協に関するご質問ですが、日野市は増えている現状でございます。第2回の時にもご説明しているかと思いますが、平成30年度が880件、うち虐待は245件で人口が同規模の市町村と変わらないですが、件数としては増えていますし、複雑なケースも増えているかと思えます。

それから、当然ながら連携の必要性というのはますます必要になっておりまして、そこに関して申し上げますと、子ども家庭支援センター自体もできてからまだ10年ちょっとで虐待の対応もきちっとし始めたのがこの4・5年位かなというところですが、要対協の会議を重ねることによって私どもも要対協のメンバーのみなさんと一緒に勉強しています。やはり要対協というものがこういうもんなんだよと常にアナウンスしていかないと分からないので、例えば校長先生は分かっているけど一般の先生方は分からないとか、そういうところにまで浸透していくようにご協力をお願いを毎年させていただいております。連携もかなりの部分で広がってきておりまして、子どもは実の父母が育てているのみではなくて、高齢の祖父母が育てているというようなケースもあって、いろいろなことが起きてから地域包括支援センターも要対協のメンバーに入っていたり、高齢福祉課も入っていたり

りし、日野市として経験を積み重ねながら要対協も変えてきたというところがございます

また、外国籍のお子さんに関しても、非常に増えております。市としてももちろん同じように対応させていただいてますし、そういう方特有の困難さもありますので子家セン（子ども家庭支援センター）だけでなく、関係機関と連携しながらできるだけことはやっているというのが現状です。他市に比べると多いか少ないかというのは地域によって違いますが、確実に増えております。

#### 会長

ありがとうございます。

#### 事務局

中高生の居場所づくりのご質問ですが、主に居場所として考えているのが児童館の中で中高生の居場所を充実させていきたいと考えております。児童館という名称も関係しまして、そのような年齢になりますとどんどん利用者が減っているのが現状です。ただ施設としては、バスケットやハンドボールのゴールがあって思いっきり遊べる場所もありますし、音楽室でバンド活動ができたり、逆に静かに勉強するような場所もあったりします。そういった施設は用意はできるんだけど実際に利用していただける方がなかなかいないというところで、PRをしっかりとしていく。また小さいころからずっと児童館を利用させていただいて、中高生になってからの役割を持ってほしいなとも思っています。例えば夏にキャンプをした時に、リーダーは昔から児童館に通っていた子も何人かいますよという話もきいたりしますので、そういう方々を増やしていくというのも含めて中高生の居場所を充実させていきたいと思っています。

#### 会長

先ほど質問がまだあるということでしたけれども、時間がありませんので、他にご意見・ご質問はありますか。

#### 委員

パワーポイントの11ページ 不登校への初期対応というところで、不登校への支援はもちろん不登校気味への対応と書かれておりますが、そもそも文科省（文部科学省）の定めている不登校の定義というのがいくつか条件がありまして、病気などの身体的な要因による欠席または家庭の事情による欠席を除く30日以上欠席が続いた児童を不登校と定義されているのです。その定義によると不登校気味の子っていうのは不登校ではないんです。長期欠席の子が学校に行きづらくなって不登校になったり、親の事情で休まざるを得ない状況が何日か続いてそれで学校に行きづらくなってしまい不登校になっていくそういう子を含めて支援していただけるとありがたいと思います。ちょっとした言葉の違いですけども、

その言葉の違いによって統計資料の数も変わってくるので大事なところかなと思います。

**事務局**

はい。

**委員**

今回の基本方針では、切れ目ない支援を顔の見える関係でという素晴らしい方針を掲げながら、鍵になるスクールソーシャルワーカーを置いているというところもとてもいい形でやろうとしているなあとすごく期待しています。去年たまたまなんですが、エールさんの話とスクールソーシャルワーカーさんの話を聞く機会がありまして、今の日野市ではスクールソーシャルワーカーさんはエールに所属していて、学校からの要望に基づいて動くということでした。今回の施策になると、望ましいのはこの子ども包括支援センターにスクールソーシャルワーカーさんが所属して、まさに14ページのような色々な関係機関を縦横無尽に子どもと家庭のニーズに沿って動くというのが望ましい形なのかなって思いました。なので、所属の問題もあると思いますが、学校からのニーズではなく子ども包括支援センターの下で子どもや家庭からのニーズに基づいてスクールソーシャルワーカーさんが動いていく形になるのか、引き続きそこは変わらないのかというところが非常に気になったので教えてください。

**事務局**

今ご質問いただきましたところの説明が不足しておりました。スクールソーシャルワーカーの所属が教育委員会でなければならないというのがありますが、今考えていますのは子ども包括支援センターにスクールソーシャルワーカーさんも席を設けていただいて、常に連携をとれる状態でいながら、学校にも行っていただこうと思っています。たしか今年度あたりから学校からの依頼がなくても行くという形に変わっていたと思います。現在ワーカーさんの人数が少ないところですが、現段階で変えてきていますので、今後もそのようになっていく予定です。

**委員**

そうなんですね。確かに中学校区を1人でできるかなという心配はあるんですが、この仕組みは高齢福祉の仕組みと似ていると思います。私まさに父の介護が始まってケアマネージャーさんがついているんですけども、ケアマネージャーさんが家庭と介護者に伴走してコーディネートしてくれています。その仕組みが今度は子育ての世界なのかなと思うと、キーになるのがスクールソーシャルワーカーさんだけではないと思いますが、いかにそこを充実するかがカギだと思いますので、すぐにはできないと思いますが、そこを目指していくということにとっても期待しております。

**委員**

ちょっとフォローしていいですか。スクールソーシャルワーカーはうちの学校区にも来てくれています。都の方からと市の方からとスクールカウンセラーが2人いて、週に2日間ですが、これは他市区に比べても非常に贅沢なんです。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの大きな違いは浅く広くだと思います。家庭の様子見てきてと気軽にできるのがスクールソーシャルワーカーで、スクールカウンセラーは学校でカウンセリングだとかの決まりがあるので、そういった点でもこれからスクールソーシャルワーカーをこれからもっと増やせたらいいなって思います。

**会長**

ありがとうございます。

**委員**

これを拝見して、縦割りといわれている中でこれとこれがかくっついてとかがあってすごくユニークだなと思いました。1つは心配 1つはリクエストなんですけど、心配というのは1つにまとまったことによって件数が増えると予想されますが、スクールソーシャルワーカーがそれを抱えきれぬのかということです。またもう1つは、顔の見える支援・18歳まで縦断して支援していこうということですが、支援してくれていたワーカーさんが異動してしまうという話をよく聞きます。そして3年ぐらいするとまた異動してしまうと。ようやく情報を出そうと思った時にワーカーさんが異動してしまって、その人とアクセスできないことがあるということです。システム上仕方がないことだとしても、折角こういったセンターを作るのであれば、特例で専従で異動しないというような人もいるというようなシステムも一緒に作っていただけたらと思います。

**会長**

おそらく、まだご意見・ご質問もあるかと思いますが、会議の予定時間もありますので次に進みます。

**事務局**

事務局にメール等いただければ対応いたします。

(2)公立保育園の民営化について

**会長**

(2)公立保育園の民営化について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

保育課です。資料 3 をご覧ください。第 5 次行財政改革大綱に示された公立保育園の民営化について説明申し上げます。

はじめに民営化を進める理由でございます。これまで日野市は厳しい財政状況の中ではありますが、新・ひのっ子すくすくプランに基づき待機児童の解消に向けた取組みを進めて参りました。その結果平成 31 年 4 月時点の待機児童数は 46 人まで減らすことができました。

一方、財政面では、社会保障関連経費の増加、老朽化した公共施設の建替え・改修など、大きな財政負担を伴う行政課題が山積しています。

持続可能な行財政運営のもと市民行政サービスを提供していただくために第 5 次日野市行財政改革大綱を策定し、行財政改革の取組みを進めてまいりました。

3 段落目に記述しておりますが、公立保育園の運営は、利用者負担額（保育料）を除く運営費を全額市税で賄っております。一方、民間保育園については、運営に係る国・都の負担制度があるため、市の財政負担は大幅に軽減されています。そのため、公立保育園 1 園を民営化することで、民間保育園 2 園分の運営費を賄うことが可能となります。

次に、民営化の概要について説明します。

対象園は、みさわ保育園でございます。令和 6 年 4 月に民間園に移行する予定です。すでに、公表済みのたまだいら保育園と合わせて、2 園の民営化を進めて参ります。開設にあたっては、近隣用地の活用や、周辺の子育て関連施設の在り方も含め、総合的に検討してまいります。令和 4 年度中に運営主体を公募により決定し、合同保育期間を経て、令和 6 年 4 月に民間に移行する予定です。

なお、スケジュールは参考として掲載しておりますので、実際には今後調整してまいります。説明は以上となります。

## 会長

ありがとうございました。只今、事務局より、公立保育園の民営化について説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

(※質問なし)

### (3)実費徴収に係る補足給付を行う事業について

## 会長

それでは、次に、(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

同じく保育課から報告させていただきます。資料4をご覧ください。

10月1日から始まる幼児教育無償化に伴い、実費徴収となる副食費については、低所得世帯への配慮として年収360万円未満相当の世帯は免除されます。本事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業の13事業の1つです。囲みの中に概要を記載しております。

私立幼稚園に在籍する日野市民の子どもが対象となり、①世帯年収が360万円未満相当のものと②全世帯の第3子以降について、施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額について給付を行います。月額上限は4,500円となり、該当保護者からの申請に基づき償還払いとします。説明は以上です。

#### 会長

ありがとうございました。実費徴収に係る補足給付を行う事業について説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(※質問なし)

#### 会長

以上で、議題3.報告事項について終わらせていただきます。

#### 4. その他 (1) 養育家庭体験発表会について

#### 会長

続きまして、4.その他に入らせていただきます。(1) 養育家庭体験発表会について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

子ども家庭支援センターです。本日お配りしたピンク色のチラシをご覧ください。10月・11月が里親月間となっており、東京都と日野市との共同で養育家庭体験発表会を10月24日(木)午後2時～4時 市役所505会議室にて行います。ぜひお越しいただき、またご興味がある方にPRしていただけたらと思います。申し込みは不要です。内容は、①養育家庭の体験発表、②基調講演に大妻女子大学専任講師の山本先生をお招きしております。以上です。

#### 会長

ありがとうございました。養育家庭体験発表会について説明がありましたが、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(※質問なし)

(2) 児童虐待防止講演会について

会長

続きまして、(2) 児童虐待防止講演会について、事務局より説明をお願いします。

事務局

同じく子ども家庭支援センターです。黄色のチラシをご覧くださいと思います。11月が児童虐待防止推進月間と厚労省（厚生労働省）で定めています。その間に合わせて日野市でも毎年講演会を実施しておりますが、今年は「見過ごされた児童虐待一子どもの声と向き合う」を弁護士の掛川先生にお越しいただいて講演していただきます。日時は11月12日（火）午後2時～4時 市役所505会議室で、申込不要です。掛川先生は下に経歴が載っていますが、カリヨンという弁護士会がやっている子どものシェルターのようなところで評議員をされている先生で、実際に虐待を受けたお子さん等と面談されたりしており、生の声がきけるのかなと思っていますので、ぜひお越しいただければと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。児童虐待防止講演会について説明がありましたが、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(※質問なし)

会長

では、実践女子学園創立120周年記念公開講座についてです。大学キャンパスで開催されますが、左側に、衣・食・住・保育とありますが、保育の方は白梅学園大学の近藤先生に来ていただきます。この会議で話しているようなことも出てくると思いますので、興味関心がありましたら是非お越しくください。

副会長

ファミリーサポートセンターでは、ファミリーサポートセンター通信というのを毎年12月に会員向けに1,500部配っています。スマホのアプリを使って、依頼会員さんと提供会員さんとのマッチングを実験的に行っております。年末までの短期間ですが、うまく実現すると思っています。

会長

それでは、次回の日程について事務局よりお願いします。

**事務局**

次回の日程ですが、10月31日（木）18時30分から、会場は505会議室になります。  
事務局からは以上です。ありがとうございました。

**会長**

ありがとうございました。以上で、本日の議題は、すべて終了しました。お疲れ様でした。